

きらり給付型奨学金 収入、保有資産の基準（以下1および2）

※きらり奨学金の収入・資産基準は、日本学生支援機構（JASSO）の基準を参考情報として活用しています。

原則として、以下1および2を満たす必要があります。

- 1.日本学生支援機構（JASSO）が定める給付奨学金
進学後（在学採用）収入基準「第3区分」以下であること
- 2.日本学生支援機構（JASSO）が定める給付奨学金
保有資産基準の条件を満たすこと

1.日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金

進学後（在学採用）収入基準「第3区分」以下の算定方法

（以下は算定の目安の表です。詳しい算定方法は後記のとおりです。

算定方法がわからない場合は、きらり事務局までお問合せください。）

目安の表

※原則として、以下の表に定める収入以下であれば、きらり給付型奨学金の対象となります。

【(○) が給与所得者の世帯（年間の収入金額）】

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	
2人	本人、母(○)	402
3人	本人、母(○)、高校生	457
4人	本人、親A(○)、親B(無収入)、高校生	461
4人	本人、親A(○)、親B(○)、高校生	親A:409
		親B:155
5人	本人、親A(○)、親B(パート)、高校生、中学生	親A:461
		親B:100

【(○) が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)】

(単位：万円)

世帯人数	想定する世帯構成	
2人	本人、母 (○)	272
3人	本人、母 (○)、高校生	311
4人	本人、親 A (○)、親 B (無収入)、高校生	348
4人	本人、親 A (○)、親 B (給与所得者)、高校生	親 A:262
		親 B:155
5人	本人、親 A (○)、親 B (パート)、高校生、中学生	親 A:353
		親 B:100

※表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※学生等本人が前年の12月31日現在19歳から22歳であり、本人に市町村民税が課税されていないものとした場合の目安です。

進学後 (在学採用) 収入基準「第3区分」以下の算定方法

○収入基準 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円未満

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額})$$

(100円未満切り捨て)

※支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「市町村民税調整控除額」「市町村民税調整額」は、課税証明書や所得証明書に必ず記載されているものではありません。なお、「マイナポータル」を活用すれば、市町村民税の課税標準額などを調べることができます。

※市町村民税所得割が非課税の人は、原則として、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

※政令指定都市 (広島市等) に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) に4分の3を乗じた額となります。

※収入については、2023年(1月~12月)の収入に基づく2024年度住民税情報によ

り算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。
※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、第3区分以下に該当しない場合があります。

2.日本学生支援機構（JASSO）給付奨学金 保有資産基準の目安

申し込み日時点の本人とその生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること。

生計維持者の人数	基準額(あなたと生計維持者の資産額の合計)
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地・建物等の不動産、貯蓄型の生命保険や学資保険は含みません。ただし、満期や解約により現金化等した場合には、資産として計上が必要です。また住宅ローン等の負債と相殺することはできません。